

### Ⅲ. 子ども・子育て支援の基本的な考え方

#### 1. 計画の基本理念

本町は、『松伏町第5次総合振興計画』（平成26年度～平成35年度）で、  
笑顔が未来に広がる 緑あふれるみんなのまち！

を将来像として掲げています。人口減少社会を迎える中で、めまぐるしく変化する社会情勢に対応すべく、7つのまちづくりの目標（主要施策）と併せて、「人口増を目指す戦略」「定住化を進める戦略」という2つの重点戦略を示し、このまちに住んでいてよかった、これからもこのまちに住み続けたい、また、このまちに住んでみたいと思われるような、誰もが安全・安心で快適な暮らしを実感できるまちづくりを目指しています。

第5次総合振興計画のまちづくりの目標（主要施策）の第一は子育て支援の施策です。

未来を担う子ども達が健やかに育つまちづくり

を目標に、家庭の大切さや地域のなかでの支え合いを基本にしながら、安心して子どもを育てることができるよう、子育てに係る親の経済的、精神的負担の軽減を図り、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援の推進、子どもの健やかな発育と発達を支援するほか、仕事と育児が両立できるよう多様な保育サービスや子どもの居場所の拡充を図ります。

これまで本町では、“子ども”を「家庭や地域において人と人を結びつけるかけがえのない存在」として、また子どもたちの成長を「次代への希望のひかり」として位置づけ、子どもが健やかに生まれ、元気にいきいきと成長し、家族が子どもを育てることに喜びと生きがいを感じ、地域みんなが子どもや子育て家庭を支えながら地域も育つことに向け、一貫して子育て支援施策を推進して参りました。

本計画でも、これらを継承し、引き続き基本理念を

子どもいきいき、家族にここに、  
みんなが育つ、<sup>まち</sup>地域づくり

として、計画を推進していくこととします。

## 2. 計画の基本目標

「基本理念」の内容を実現するための本計画の基本目標は、次の3つとし、施策の方向を明らかにするとともに、その総合的な展開を図ります。

### 基本目標1 いきいきと子どもが生まれ育つまち

子どもには健やかに生まれ育つ権利があります。また、子どもの健やかな成長は、活力ある地域社会を持続させるためにも大切なことです。このようなことから、子どもたちが次代の親として心豊かに成長できるような、いきいきと子どもが生まれ育つまちづくりをめざします。

### 基本目標2 にこにこ子どもを育てるまち

核家族化や都市化の進展に伴い、三世帯同居による祖父母などの協力や隣近所の助け合いなどが少なくなっており、親の子育ての負担はますます大きくなっています。今後は、家庭や保育所(園)、幼稚園、学校、地域社会、企業(事業者)、NPO法人、各種団体、行政などが連携をより強めながらきめ細かな保育・子育て支援サービスを提供していくことにより、親の子育て負担の軽減を図り、また、親も学べる機会を設け、家庭で、地域で親がにこにこ笑顔で子育てができるまちづくりをめざします。

### 基本目標3 みんなが子どもをつつむまち

事故や事件に巻き込まれる危険の増加、また、生活環境の悪化など、子どもやその親を取り巻く地域の環境は、安全・安心とは言えない状況にあります。このようなことから、子どもが安心して生活できるようなまちづくりを進め、地域 みんなが優しく子どもをつつむまちづくりをめざします。

### 3. 子ども・子育て支援の課題と対応の方針

「Ⅱ. 子ども・子育てを取り巻く環境」から抽出された各課題への対応の方針を以下に列記します。

#### 【課題1】 孤立しがちな親子に対する支援（未就学児童）

特に幼稚園、保育園入園前の親子を重点として、相談、情報提供、交流の場の創出等、気軽に利用できるサポートを地域と連携して充実します。

#### 【課題2】 働く母親とその子どもへの支援（未就学児童・就学児童）

就労する母親の増加に対応して、受け入れ施設の充実を図ります。

#### 【課題3】 保育時間の長時間化、終了時間の延長ニーズへの対応（未就学児童）

母親の就労形態の多様化や、日常生活における保育ニーズに柔軟に対応します。

#### 【課題4】 子育て支援拠点事業の充実（未就学児童）

現在の事業活動に対しては一定の評価を得ていると解釈されることから、より利用の浸透を図るために、利用しやすさの向上や支援内容の充実を図ります。

#### 【課題5】 土曜・休日、幼稚園の長期休暇中の保育ニーズへの対応（未就学児童）

就労形態の多様化への対応、幼稚園長期休暇中の支援を検討します。

#### 【課題6】 病児・病後児保育ニーズへの対応（未就学児童）

ニーズの動向と子どもの最大限の幸福の実現を勘案しつつ対応を検討します。

#### 【課題7】 不定期の教育・保育事業（一時預かり等）のニーズへの対応（未就学児童）

不定期、短時間の利用等、日常生活のなかで起こり得る保育ニーズへの対応の充実を検討します。

#### 【課題8】 職場での子育て両立支援（未就学児童）

町民への情報提供とともに、町内の事業所に対して両立支援制度の定着を働きかけます。

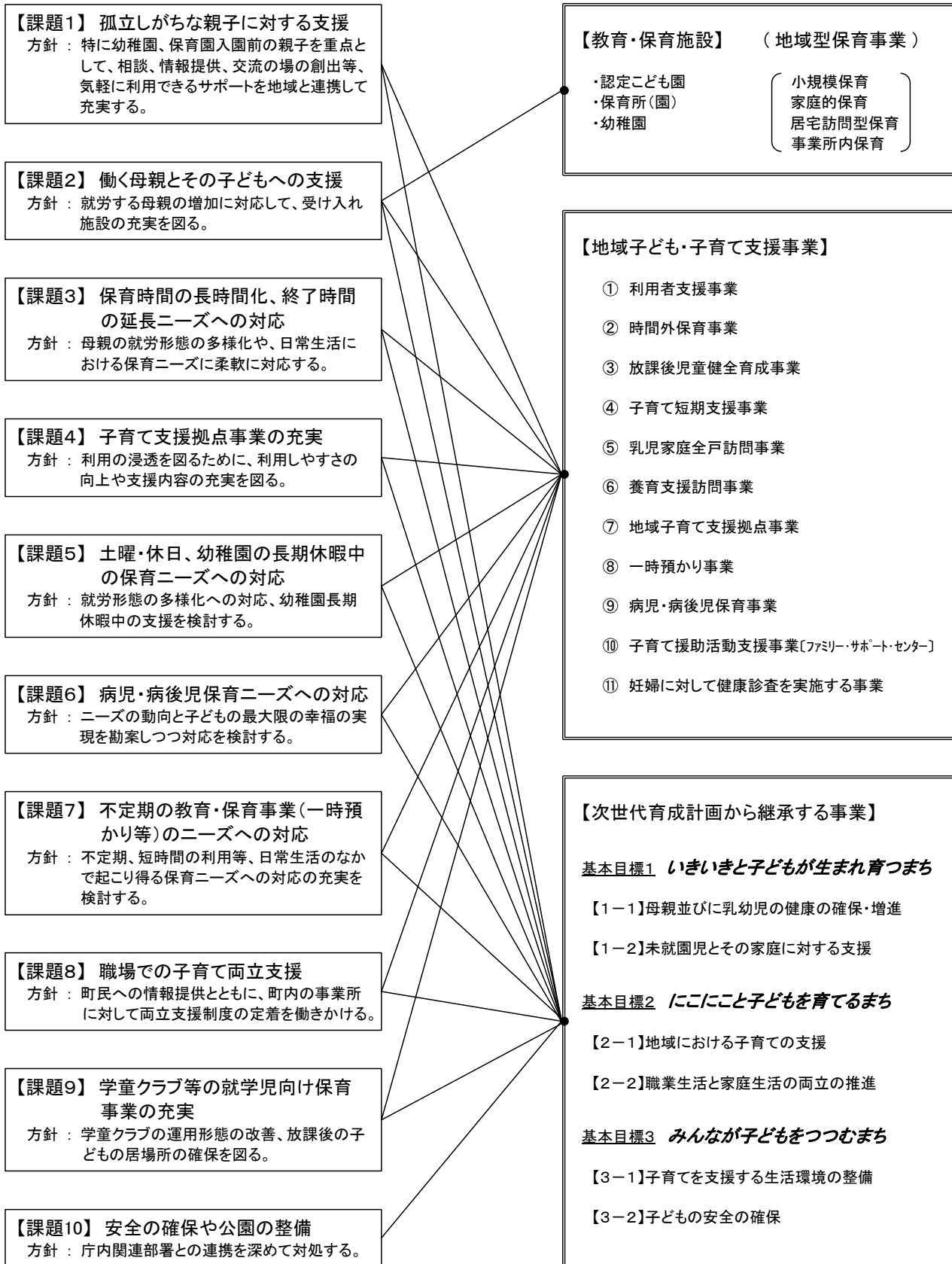
#### 【課題9】 学童クラブ等の就学児向け保育事業の充実（就学児童）

学童クラブの運用形態の改善、放課後の子どもの居場所の確保を図ります。

#### 【課題10】 安全の確保や公園の整備（未就学児童・就学児童）

庁内関連部署との連携を深めて対処します。

## 子ども・子育ての課題と施策の対応



#### 4. 施策の体系

**【基本理念】** 子どもいきいき、家族にこにこ  
みんなが育つ、<sup>まち</sup>地域づくり

##### 基本目標1 いきいきと子どもが生まれ育つまち

- 1. 母親並びに乳幼児の健康の確保・増進
  - (1)子どもと母親の健康の確保
  - (2)「食育」の増進
  - (3)小児医療の充実
  
- 2. 未就園児とその家庭に対する支援
  - (1)保育所(園)・幼稚園の開放
  - (2)子育て支援のネットワークづくり

##### 基本目標2 にこにこ子どもを育てるまち

- 1. 地域における子育ての支援
  - (1)地域における子育て支援サービスの充実
  - (2)教育・保育サービスの充実
  - (3)児童の健全育成
  
- 2. 職業生活と家庭生活の両立の推進
  - (1)仕事と子育ての両立の推進
  - (2)多様な働き方の実現
  
- 3. 要保護児童へのきめ細かな対応
  - (1)児童虐待防止対策の推進
  - (2)ひとり親家庭の自立支援
  - (3)障害児支援施策の充実

##### 基本目標3 みんなが子どもをつつむまち

- 1. 安全・安心な生活環境の整備
  - (1)安全・安心な社会基盤の整備
  - (2)安全・安心まちづくりの推進
  
- 2. 子どもの安全の確保
  - (1)子どもの交通安全を確保するための活動
  - (2)子どもを犯罪などの被害から守るための活動
  - (3)被害に遭った子どもの保護

施策体系と子ども・子育て支援事業との対応表

	教育・保育施設				地域子ども・子育て支援事業							
	認定こども園	保育所(園)	幼稚園	利用者支援事業	時間外保育事業	乳児家庭全戸訪問事業	養育支援訪問事業	地域子育て支援拠点事業	一時預かり事業	子育て援助活動支援事業	妊婦に対して健康診査を実施する事業	
基本目標1 いきいきと子どもが生まれ育つまち												
1. 母親並びに乳幼児の健康の確保・増進												
(1)子どもと母親の健康の確保						○						○
(2)「食育」の増進												
(3)小児医療の充実												
2. 未就園児とその家庭に対する支援												
(1)保育所(園)・幼稚園の開放	○	○	○									
(2)子育て支援のネットワークづくり				○				○				
基本目標2 にこにこ子どもを育てるまち												
1. 地域における子育ての支援												
(1)地域における子育て支援サービスの充実				○				○				○
(2)教育・保育サービスの充実	○	○	○						○			
(3)児童の健全育成												
2. 職業生活と家庭生活の両立の推進												
(1)仕事と子育ての両立の推進												
(2)多様な働き方の実現												
3. 要保護児童へのきめ細かな対応												
(1)児童虐待防止対策の推進									○			
(2)ひとり親家庭の自立支援												
(3)障害児支援施策の充実										○		
基本目標3 みんなが子どもをむつまじく育つまち												
1. 安全・安心な生活環境の整備												
(1)安全・安心な社会基盤の整備												
(2)安全・安心まちづくりの推進												
2. 子どもの安全の確保												
(1)子どもの交通安全を確保するための活動												
(2)子どもを犯罪などの被害から守るための活動												
(3)被害に遭った子どもの保護										○		